

議案第131号

上越市月影の郷条例の一部改正について

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例

上越市月影の郷条例（平成16年上越市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
6,600円
4,900円
300円
300円
300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。